

令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の採択に伴う

ガス基本約款等および電気供給約款等の変更について

2024 年 12 月 25 日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：藤原 正隆、以下「当社」）は、政府の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に採択されたことを受け、2025 年 1 月 1 日に当社のガス基本約款等^{*1}および電気供給約款等^{*2}を変更し、2025 年 2 月検針分（1 月使用分）から 2025 年 4 月検針分（3 月使用分）までの期間、政府の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象となるお客さまのガス料金および電気料金を値引きします。

なお、今回の変更之际し、お客さまにて特段のお手続きは不要です。

*1：ガス基本約款等すべての供給条件

*2：電気供給約款等すべての供給条件

1. ガス料金および電気料金の値引きについて

政府の令和 6 年度「電気・ガス料金負担軽減支援事業」において決定された支援単価を踏まえてガス料金および電気料金を値引き^{*3}するため、原料費調整および燃料費調整の算定式を変更します。具体的な変更内容は、別紙をご確認ください。

*3：ガス料金は、ガス基本約款等に記載の算定式にもとづき支援単価以上の最小値を値引きします。電気料金は、電気供給約款等に記載の算定式にもとづき支援単価を値引きします。

【政府の支援単価について】（税込）

	2025 年 2～3 月検針分 (2025 年 1～2 月使用分)	2025 年 4 月検針分 (2025 年 3 月使用分)
ガス	10 円/m ³	5 円/m ³
電気（低圧）	2.5 円/kWh	1.3 円/kWh
電気（高圧）	1.3 円/kWh	0.7 円/kWh

※ガスは契約量が 1,000 万 m³/年以上のお客さまや発電事業向けのガス販売については支援適用の対象外となります。電気は特別高圧のお客さまは支援適用の対象外となります。

2. 適用期間について

2025 年 2 月検針分（1 月使用分）～2025 年 4 月検針分（3 月使用分）のガス料金および電気料金が対象となります。

※お客さまの検針日程によりご使用期間と検針日が上記と異なる場合があります。

※対象となる期間はお客さまによって異なる場合があります。詳細は別添の資料をご参照ください。

※政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の変更等により期間が変更となる場合があります。

3. 政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の概要は以下の URL よりご確認ください。

▽資源エネルギー庁 HP<URL><https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

4. お問い合わせ先

問い合わせ窓口：0120-006-322

《受付時間》 月～土 9時～19時 日・祝 9時～17時 ※12/29～1/3を除きます。
(今回のお知らせに関して、お客さまにて特段のお手続きは不要です。)

以 上